

# 福岡県公報

令和 5 年 2 月 24 日  
第 376 号

## 目 次

### 告 示 (第98号 - 第106号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要	(環境保全課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6

### 公 告

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	6
○落札者等の公示	(がん感染症疾病対策課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10

### 監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	11
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	15
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	19
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	23
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	26
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	32
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	35

## 告 示

### 福岡県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	飯 塚 大野城 線	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市乙金東二丁目1217番13先まで

### 福岡県告示第99号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字馬場454

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第100号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和5年2月24日から令和5年3月17日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理

#### 2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

#### 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能力	7分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	-	5,000以下
	化学的酸素要求量（mg/L）	-	6,000以下
	浮遊物質（mg/L）	-	500以下
窒素含有量（mg/L）	-	1,290以下	

りん含有量 (mg/L)	-	50以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	-	12,000以下
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000以下
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	-	0.5

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場				
型式	生物処理を主とした複合処理方式				
構造	コンクリート構造及び鋼筋構造				
主要寸法	35m×20m、25m×10m				
能力	900 m <sup>3</sup> /日				
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の 使用時における 当該汚水等の 処理施設による 処理前及び 処理後の汚水 等の汚染状態 の通常値及び 最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1	

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	10	100
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	720	900	720	900

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口 における汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	12	15
	りん含有量 (mg/L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10	100
	排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	720	900

福岡県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
飯生346	木原眼科医院	飯塚市伊岐須298-6	R5・1・4
粕生416	医療法人めぐみ会 秋山クリニック 新宮院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17-1	R5・1・1
粕生415	あいりお耳鼻科	糟屋郡宇美町明神坂二丁目1-27	R5・1・1
粕生歯83	かとう歯科クリニック	糟屋郡志免町南里七丁目8-26	R5・1・1
筑紫生歯94	佐々木歯科医院	筑紫野市二日市北二丁目1-1	R5・1・1
大川生歯44	原田歯科医院	大川市大字酒見326・327合併2の1	R4・12・1
朝倉生薬63	こもれび薬局	朝倉市甘木1968-3	R5・2・1
田川生薬63	コーエイ調剤薬局 おおとう桜街道店	田川郡大任町大字今任原2606番地	R5・2・1
直生薬107	赤松薬局	直方市殿町8-23	H29・5・10
粕生訪24	訪問看護ステーションれもん	糟屋郡粕屋町長者原東四丁目3-20 エバーライフ長者原304	R5・1・1
み生訪6	訪問看護ステーション 蒼空	みやま市瀬高町下庄1528番地6 中川ビル502号	R4・7・1
田生訪36	訪問看護ステーションOz	田川市本町5-24	R5・1・1
田生訪37	セノーテ訪問看護筑豊南部ステーション	田川市大字伊加利1905-7	R5・2・1
嘉麻生訪14	西野病院訪問看護ステーション	嘉麻市鴨生532番地	R5・2・1

### 福岡県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田地生141	宇都宮医院	田川郡福智町金田924-4	R4・12・23

### 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生380	医療法人 秋山クリニック	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17-1	R4・12・31
粕生286	福田皮ふ科クリニック	糟屋郡志免町志免中央三丁目6-11	R4・12・28
八女生67	くまの皮膚科医院	八女市津江548-9	R4・12・31
大生325	医療法人福寿会福島整形外科医院	大牟田市大字宮部172-1	R4・12・21
飯生164	木原眼科医院	飯塚市伊岐須298-6	R5・1・3
粕生406	あいりお耳鼻科	糟屋郡宇美町明神坂二丁目1-27	R4・12・31
北生歯191	かとう歯科クリニック	糟屋郡志免町南里七丁目8-26	R4・12・31
粕生歯14	きむら歯科医院	糟屋郡粕屋町大字内橋561-1 アネックス内橋A棟1階	R4・12・17
古生歯12	武市歯科医院	古賀市舞の里三丁目8-16	R4・12・31
筑紫生歯85	佐々木歯科医院	筑紫野市二日市北二丁目1-1	R4・12・31
大川生歯41	原田歯科医院	大川市大字酒見326. 327合併2の1	R4・11・30
飯生歯140	医療法人阿部歯科医院	飯塚市天道101	R4・12・31
粕生薬16	中央調剤薬局	糟屋郡志免町志免中央三丁目6-10	R4・12・30
直生薬29	赤松薬局	直方市殿町8-23	H29・5・10
豊生薬31	ワタナベ薬局八屋店	豊前市大字八屋1373	R4・12・31

### 福岡県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生訪37	あい訪問看護ステーション飯塚	あい訪問看護ステーション	飯塚市菰田西三丁目18-11	R4・12・1

### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉生薬58	れんげ薬局	朝倉市甘木2431-4	朝倉市甘木2436-4	R5・1・1
飯生訪12	訪問看護ステーション悠	飯塚市秋松347-7	飯塚市若葉259-81	R4・12・1
飯生訪37	あい訪問看護ステーション	飯塚市潤野242-1	飯塚市菰田西三丁目18-11	R4・12・1

### 福岡県告示第104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日

小生119	くどうこどもクリニック	小郡市津古1203-1	R5・2・10
-------	-------------	-------------	---------

### 福岡県告示第105号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ19	本田 一紀(アンサーメディカルケア)	春日市下白水北五丁目179番地	R5・2・1
大野生マ55	原田 比呂美(株式会社オフアサポート 訪問マッサージ ハートナー)	大野城市中三丁目15-12	R5・1・6
飯生柔128	永濱 裕也(スマイル堂接骨院)	飯塚市川津680-5	R5・1・6
柳生柔46	原田 直輝(美骨style整骨院)	柳川市大和町中島87-2	R5・1・1
春生柔69	中嶋 秀一(暁整骨院)	春日市若葉台西一丁目29-1	R5・1・25
粕生柔220	香月 一臣(りんご鍼灸整骨院)	糟屋郡志免町別府北二丁目2-2 アネシス空港東1F	R4・10・5
飯生はき37	飯尾 将也	飯塚市本町19-60 プレミアムステージ本町403	R5・2・1
朝倉生はき14	酒井 美里(トータルケア鍼灸整骨院)	朝倉市柿原962-1	R5・1・1
大野生はき32	原田 比呂美(株式会社オフアサポート 訪問マッサージ ハートナー)	大野城市中三丁目15-12	R5・1・6
像生はき24	金澤 一政(神湊鍼灸院)	宗像市神湊904	R5・1・11



## 福岡県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。））第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大野生マ50	緒方 啓彦（訪問マッサージ ハートナー）	大野城市中三丁目15-12	R 5 ・ 1 ・ 6
大生柔85	原田 直輝（美骨 s t y l e 整 骨院）	大牟田市大正町二丁目3-2	R 4 ・ 12 ・ 31
飯生柔103	伊藤 雅之（スマイル堂接骨院 ）	飯塚市川津680-5 ハロー デイ敷地内	R 5 ・ 1 ・ 5
宰生柔51	植杉 真也（NAOSEL太宰 府整骨院）	太宰府市向佐野二丁目13-24	R 4 ・ 12 ・ 31
宰生柔52	阿久津 直也（NAOSEL太 宰府整骨院）	太宰府市向佐野二丁目13-24	R 4 ・ 12 ・ 31
宰生柔53	藤木 誠士（NAOSEL太宰 府整骨院）	太宰府市向佐野二丁目13-24	R 4 ・ 12 ・ 31
宰生柔54	村上 真紀（NAOSEL太宰 府整骨院）	太宰府市向佐野二丁目13-24	R 4 ・ 12 ・ 31
宰生柔59	細川 拓摩（NAOSEL太宰 府整骨院）	太宰府市向佐野二丁目13-24	R 4 ・ 12 ・ 31
宰生柔60	須藤 一弥（NAOSEL太宰 府整骨院）	太宰府市向佐野二丁目13-24	R 4 ・ 12 ・ 31
宮生柔6	塩川 雅也（塩川整骨院 本城 院）	宮若市本城1349	R 4 ・ 12 ・ 31
宮生柔11	塩川 哲也（塩川整骨院 本城 院）	宮若市本城1349	R 4 ・ 12 ・ 31
宮生柔12	高倉 大宗（塩川整骨院 本城 院）	宮若市本城1349	R 4 ・ 12 ・ 31
宮生柔13	香月 一臣（塩川整骨院 本城 院）	宮若市本城1349	R 4 ・ 12 ・ 31

朝倉生柔28	宮山 銀鈴（トータルケア鍼灸 整骨院）	朝倉市柿原962-1	R 4 ・ 12 ・ 31
朝倉生はき 13	宮山 銀鈴（トータルケア鍼灸 整骨院）	朝倉市柿原962-1	R 4 ・ 12 ・ 31

## 公 告

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
糸島市志摩土地改良区	令和5年2月10日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称及び数量  
名称 新型コロナウイルス感染症自宅療養者オンライン診療センター事業業務  
数量 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課  
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日  
令和4年12月21日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

シミックソリューションズ株式会社

## (2) 住所

東京都港区芝浦一丁目1番1号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

265,685,053円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年2月13日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ショッピングモールなかま 中間市上蓮花寺一丁目1-1外	ショッピングモールなかま 中間市上蓮花寺二丁目1-1外

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年2月10日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) エディオン久留米店

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目98番、112番、113番

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年10月11日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,926平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
--------	---------

店舗建物1階	69
--------	----

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
敷地西側	40

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
敷地東側	27

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物1階南東側	12.25

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前9時00分	午後9時00分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	敷地西側、敷地北側、敷地東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ショッピングモールなかま

(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ショッピングモールなかま

(2) 所在地 中間市上蓮花寺二丁目1-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の



規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ユニクロ福岡新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目 5 番 1 ほか

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目 6 番 4 ほか

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字芥屋 1059 番 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区名島二丁目 5 - 16

植岡 力哉

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市志摩桜井	令和 4 年 12 月 20 日から 令和 5 年 3 月 22 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
久留米市北野町鳥巢	令和 5 年 1 月 10 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（令和 4 年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、大木町	令和 5 年 1 月 11 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（4 級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
筑後市大字久富外	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 3 月 20 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市博多区榎田二丁目	令和 5 年 1 月 26 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区東筑一丁目ほか	令和 5 年 1 月 31 日から 令和 5 年 3 月 17 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年2月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑後市大字蔵敷	令和5年1月27日

**監 査 委 員**

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県スポーツ振興センター等39団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三  
同 世 利 洋 介  
同 森 行 一  
同 大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター等39団体

(2) 監査対象期間：令和3年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに着目して実施した。

5 監査の実施内容

監査実施期間：令和4年9月21日～令和4年12月22日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター	令和4年9月21日～令和4年9月22日
	公立大学法人九州歯科大学	令和4年9月27日～令和4年9月29日
	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	令和4年9月30日
	福岡北九州高速道路公社	令和4年10月4日～令和4年10月7日
	公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	令和4年10月12日～令和4年10月14日
	公益財団法人 福岡県スポーツ推進基金	令和4年10月18日～令和4年10月20日
	公益財団法人福岡県水源の森基金	令和4年10月25日～令和4年10月26日
	公益財団法人福岡県リサイクル 総合研究事業化センター	令和4年10月27日～令和4年10月28日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	大牟田リサイクル発電株式会社	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	公益財団法人福岡県女性財団	令和4年11月4日
	平成筑豊鉄道株式会社	令和4年11月8日～令和4年11月10日
	公益財団法人 特定欽書復旧事業センター	令和4年11月11日
	公益財団法人アクロス福岡	令和4年11月15日～令和4年11月17日
	学校法人東福岡学園 東福岡高等学校	令和4年11月25日
	学校法人東福岡学園 東福岡自彊館中学校	令和4年11月25日
	株式会社平川燃料	令和4年11月29日
	株式会社成田美装センター	令和4年11月30日
	国民体育大会第41回九州 ブロック大会福岡県実行委員会	令和4年12月7日
補 助 金 等 交 付 団 体	北九州空港利用促進協議会	令和4年12月7日
	福岡県ロボット・システム産業 振興会議	令和4年12月8日
	福岡県産品輸出促進協議会	令和4年12月8日
	学校法人都築学園 福岡第一高等学校	令和4年12月9日
	一般社団法人福岡県私学教育振興会	令和4年12月13日
	西日本鉄道株式会社	令和4年12月14日
	学校法人中村学園 中村学園女子高等学校	令和4年12月15日
	学校法人中村学園 中村学園女子中学校	令和4年12月15日
	一般社団法人福岡県歯科医師会	令和4年12月16日
	一般社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	令和4年12月19日
学校法人九州国際大学 九州国際大学付属高等学校	令和4年12月20日	



区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	学校法人九州国際大学 九州国際大学付属中学校	令和4年12月20日
	一般社団法人北九州市小倉医師会	令和4年12月21日
	久留米ヤクルト販売株式会社	令和4年12月21日
	株式会社ツツジ苑	令和4年12月22日
	学校法人森山学園 正進幼稚園	令和4年12月22日
	ハートランド平尾台株式会社	令和4年11月22日
	筑後広域公園振興事業団	令和4年11月24日
公の施設の指定管理者	岡崎建工株式会社	令和4年12月1日
	宗像漁業協同組合	令和4年12月2日
	みどりの環・筑豊	令和4年12月6日

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

**監査公表第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関36機関

(2) 監査対象期間：令和3年9月1日～令和4年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年9月27日～令和4年12月1日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部  保健医療介護部	アジア文化交流センター	令和4年10月4日～令和4年10月5日
	女性相談所	令和4年11月24日～令和4年11月25日
	消費生活センター	令和4年11月4日
	筑紫保健福祉環境事務所	令和4年11月29日～令和4年12月1日
	粕屋保健福祉事務所	令和4年10月25日～令和4年10月27日
	糸島保健福祉事務所	令和4年11月24日～令和4年11月25日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和4年10月12日～令和4年10月14日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和4年11月15日～令和4年11月17日
	田川保健福祉事務所	令和4年11月8日～令和4年11月11日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和4年9月29日～令和4年9月30日
南筑後保健福祉環境事務所	令和4年10月6日～令和4年10月7日	
京築保健福祉環境事務所	令和4年10月18日～令和4年10月20日	

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	精神保健福祉センター	令和4年11月4日
福祉労働部	食肉衛生検査所	令和4年11月18日
	福岡児童相談所	令和4年11月29日～令和4年11月30日
	久留米児童相談所	令和4年9月27日～令和4年9月28日
	田川児童相談所	令和4年11月29日～令和4年11月30日
	大牟田児童相談所	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	宗像児童相談所	令和4年10月12日～令和4年10月13日
	京築児童相談所	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	福岡学園	令和4年11月24日～令和4年11月25日
	障がい者更生相談所	令和4年10月28日
	こども療育センター新光園	令和4年10月18日～令和4年10月19日
	福岡労働者支援事務所	令和4年10月14日
	北九州労働者支援事務所	令和4年10月28日
	筑後労働者支援事務所	令和4年10月14日
	筑豊労働者支援事務所	令和4年11月22日
	福岡高等技術専門校	令和4年10月6日～令和4年10月7日
戸畑高等技術専門校	令和4年9月27日～令和4年9月28日	
小竹高等技術専門校	令和4年9月29日～令和4年9月30日	
久留米高等技術専門校	令和4年10月20日～令和4年10月21日	
大牟田高等技術専門校	令和4年10月4日～令和4年10月5日	
田川高等技術専門校	令和4年10月6日～令和4年10月7日	
小倉高等技術専門校	令和4年9月29日～令和4年9月30日	
福岡障害者職業能力開発校	令和4年10月4日～令和4年10月5日	

## (2) 主な調査項目

- ア 収入  
 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び申込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出  
 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費  
 報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況
- エ 契約  
 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産  
 土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況
- カ 物品  
 取得、管理及び処分の状況
- キ 扶助費  
 扶助費の執行状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 田川保健福祉事務所	支出	1	生活保護費について、特別支援学校の寄宿舎に入所している世帯員の帰省に係る生活扶助費を認定すべきところ、これを怠り、また、支給額の認定を誤り、支給過小となっていた。
保健医療介護部 南筑後保健福祉環境 事務所	支出	1	生活保護費について、児童扶養手当及び介護保険料還付金を収入認定すべきであったところ、これを行わず、支給過大になっていた。
計			2件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	3	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
		1	生活保護費のうち通勤に使用する自動車の任意保険料について、対人・対物賠償分に係る費用のみ就労収入の必要経費として認定すべきところ、これを誤り、支給過大となっていた。
	支出	1	生活保護費について、被保護者に対する課税の状況の調査で判明した住宅の管理人手当を就労収入として認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、介護保険料還付金を収入認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、死亡した世帯員の年金及び年金生活者支援給付金を収入として認定の上、速やかに返還に係る事務処理を行うべきところ、これを行っていないかった。
福祉労働部	収入	1	児童措置費の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
	支出	1	ライセンスキー等の入力が必要なコンピュータソフトの入手に関する支出について、使用料及び賃借料（13節）で支出すべきところ、その他需用費（10節03）及び備品購入費（17節）で支出していた。
計			9件



監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等42機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関42機関

(2) 監査対象期間：令和3年9月1日～令和4年8月31日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年12月1日～令和4年12月26日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	令和4年12月19日
警察学校	令和4年12月1日
交通機動隊	令和4年12月7日
高速道路交通警察隊	令和4年12月19日
第一機動隊	令和4年12月19日
第二機動隊	令和4年12月19日
中央警察署	令和4年12月8日～令和4年12月9日
博多警察署	令和4年12月13日～令和4年12月14日
東警察署	令和4年12月8日～令和4年12月9日
南警察署	令和4年12月13日～令和4年12月14日
早良警察署	令和4年12月6日～令和4年12月7日
城南警察署	令和4年12月1日～令和4年12月2日
西警察署	令和4年12月6日～令和4年12月7日
粕屋警察署	令和4年12月15日～令和4年12月16日
春日警察署	令和4年12月15日～令和4年12月16日
筑紫野警察署	令和4年12月5日

監査対象機関名	監査実施日
糸島警察署	令和4年12月2日
宗像警察署	令和4年12月8日～令和4年12月9日
朝倉警察署	令和4年12月22日～令和4年12月23日
博多臨港警察署	令和4年12月5日
福岡空港警察署	令和4年12月6日
小倉北警察署	令和4年12月22日～令和4年12月23日
小倉南警察署	令和4年12月5日
八幡東警察署	令和4年12月5日
八幡西警察署	令和4年12月5日
折尾警察署	令和4年12月5日
若松警察署	令和4年12月5日
戸畑警察署	令和4年12月22日～令和4年12月23日
門司警察署	令和4年12月5日
行橋警察署	令和4年12月5日
豊前警察署	令和4年12月5日
飯塚警察署	令和4年12月19日
嘉麻警察署	令和4年12月19日
直方警察署	令和4年12月20日～令和4年12月21日
田川警察署	令和4年12月19日
久留米警察署	令和4年12月20日～令和4年12月21日
小郡警察署	令和4年12月15日～令和4年12月16日
うきは警察署	令和4年12月13日～令和4年12月14日
筑後警察署	令和4年12月26日
八女警察署	令和4年12月20日～令和4年12月21日
柳川警察署	令和4年12月19日
大牟田警察署	令和4年12月19日

## (2) 主な調査項目

## ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、記録収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

## イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

## ウ 人件費

報酬(会計年度任用職員等)の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

## エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

## オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品  
取得、管理及び処分の状況  
キ 工事  
設計積算及び施工等の状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説明
支出	1	交番用地の賃借料について、令和4年5月10日までに納付すべきところ、納付が遅延していた。
計		1件

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人



第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関 27 機関

(2) 監査対象期間：令和3年9月1日～令和4年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年11月16日～令和4年12月16日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
公文書館	令和4年12月16日
職員研修所	令和4年12月16日
博多県税事務所	令和4年12月6日～令和4年12月8日
東福岡県税事務所	令和4年12月6日～令和4年12月8日
西福岡県税事務所	令和4年11月29日～令和4年12月1日
筑紫県税事務所	令和4年12月13日～令和4年12月15日
北九州東県税事務所	令和4年11月16日～令和4年11月18日
北九州西県税事務所	令和4年12月13日～令和4年12月15日
田川県税事務所	令和4年11月21日
飯塚・直方県税事務所	令和4年11月29日～令和4年12月1日
久留米県税事務所	令和4年11月16日～令和4年11月18日
大牟田県税事務所	令和4年12月2日
筑後県税事務所	令和4年12月9日
行橋県税事務所	令和4年12月9日
消防学校	令和4年11月21日

監査対象機関名		監査実施日
企画・地域振興部	東京事務所	令和4年12月16日
	パスポートセンター	令和4年11月21日～令和4年11月22日
商工部	福岡中小企業振興事務所	令和4年12月9日
	久留米中小企業振興事務所	令和4年12月9日
	北九州中小企業振興事務所	令和4年12月9日
	飯塚中小企業振興事務所	令和4年12月9日
	計量検定所	令和4年12月9日
	大阪事務所	令和4年11月24日～令和4年11月25日
	工業技術センター	令和4年11月21日～令和4年11月22日
	工業技術センター生物食品研究所	令和4年12月2日
	工業技術センターインテリア研究所	令和4年11月24日～令和4年11月25日
	工業技術センター機械電子研究所	令和4年11月24日～令和4年11月25日

## (2) 主な調査項目

## ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

## イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

## ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、通勤手当の認定及び支給の状況

## エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

## オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

## カ 物品

取得、管理及び処分の状況

## キ 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関

(2) 監査対象期間：令和3年9月1日～令和4年8月31日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年10月4日～令和4年11月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	令和4年11月7日～令和4年11月10日
北九州教育事務所	令和4年10月6日～令和4年10月7日
北筑後教育事務所	令和4年10月12日～令和4年10月13日
南筑後教育事務所	令和4年10月19日～令和4年10月20日
筑豊教育事務所	令和4年10月6日～令和4年10月7日
京築教育事務所	令和4年10月4日～令和4年10月5日
教育センター	令和4年10月5日
体育研究所	令和4年10月4日
美術館	令和4年10月4日
図書館	令和4年10月4日
社会教育総合センター	令和4年10月4日
英彦山青年の家	令和4年10月6日
少年自然の家「玄海の家」	令和4年10月7日

監査対象機関名	監査実施日
九州歴史資料館	令和4年10月4日
青豊高等学校	令和4年10月27日
築上西高等学校	令和4年10月28日
育徳館高等学校	令和4年10月13日
苅田工業高等学校	令和4年11月8日
京都高等学校	令和4年10月4日
行橋高等学校	令和4年10月4日
門司学園高等学校	令和4年10月20日
門司大翔館高等学校	令和4年10月4日
小倉南高等学校	令和4年10月4日
小倉商業高等学校	令和4年10月4日
小倉高等学校	令和4年10月4日
小倉工業高等学校	令和4年10月4日
小倉西高等学校	令和4年10月4日
北九州高等学校	令和4年10月21日
小倉東高等学校	令和4年10月4日
戸畑高等学校	令和4年10月18日
ひびき高等学校	令和4年10月18日
戸畑工業高等学校	令和4年11月9日
若松高等学校	令和4年10月25日
若松商業高等学校	令和4年10月18日
八幡高等学校	令和4年10月18日
八幡中央高等学校	令和4年10月18日
八幡工業高等学校	令和4年10月6日
八幡南高等学校	令和4年10月6日
北筑高等学校	令和4年10月26日
東筑高等学校	令和4年10月18日
折尾高等学校	令和4年10月18日
中間高等学校	令和4年10月6日
遠賀高等学校	令和4年11月2日
宗像高等学校	令和4年10月4日
光陵高等学校	令和4年10月19日
水産高等学校	令和4年11月4日
玄界高等学校	令和4年10月4日
新宮高等学校	令和4年10月14日
福岡魁誠高等学校	令和4年11月1日
須恵高等学校	令和4年10月14日
宇美商業高等学校	令和4年10月14日
香住丘高等学校	令和4年11月2日
香椎高等学校	令和4年10月26日

監査対象機関名	監査実施日
香椎工業高等学校	令和4年10月27日
博多青松高等学校	令和4年10月14日
福岡高等学校	令和4年11月4日
筑紫丘高等学校	令和4年10月14日
柏陵高等学校	令和4年10月14日
福岡中央高等学校	令和4年10月4日
城南高等学校	令和4年10月19日
修猷館高等学校	令和4年10月19日
福岡工業高等学校	令和4年10月14日
福岡講倫館高等学校	令和4年10月19日
早良高等学校	令和4年10月19日
玄洋高等学校	令和4年10月19日
筑前高等学校	令和4年10月14日
春日高等学校	令和4年10月28日
太宰府高等学校	令和4年11月1日
福岡農業高等学校	令和4年11月1日
筑紫中央高等学校	令和4年11月1日
武蔵台高等学校	令和4年11月1日
筑紫高等学校	令和4年11月1日
糸島高等学校	令和4年10月14日
糸島農業高等学校	令和4年10月12日
小郡高等学校	令和4年11月11日
三井高等学校	令和4年11月11日
久留米筑水高等学校	令和4年11月11日
明善高等学校	令和4年11月11日
久留米高等学校	令和4年11月11日
三潞高等学校	令和4年10月25日
大川樟風高等学校	令和4年11月4日
伝習館高等学校	令和4年11月9日
山門高等学校	令和4年10月25日
三池高等学校	令和4年11月15日
三池工業高等学校	令和4年10月25日
大牟田北高等学校	令和4年11月10日
ありあけ新世高等学校	令和4年10月21日
八女高等学校	令和4年10月25日
八女工業高等学校	令和4年10月25日
福岡島高等学校	令和4年10月25日
八女農業高等学校	令和4年10月14日
浮羽工業高等学校	令和4年11月11日
浮羽究真館高等学校	令和4年11月11日

監査対象機関名	監査実施日
朝倉高等学校	令和4年10月19日
朝倉東高等学校	令和4年10月13日
朝倉光陽高等学校	令和4年10月14日
田川高等学校	令和4年10月6日
東鷹高等学校	令和4年11月8日
田川科学技術高等学校	令和4年11月15日
西田川高等学校	令和4年10月18日
稲築志耕館高等学校	令和4年10月6日
嘉穂高等学校	令和4年10月6日
嘉穂東高等学校	令和4年10月6日
嘉穂総合高等学校	令和4年10月12日
鞍手高等学校	令和4年11月15日
直方高等学校	令和4年10月18日
筑豊高等学校	令和4年10月6日
鞍手竜徳高等学校	令和4年10月18日
築城特別支援学校	令和4年11月10日～令和4年11月11日
小倉聴覚特別支援学校	令和4年10月4日
北九州視覚特別支援学校	令和4年10月18日
特別支援学校「北九州高等学園」	令和4年10月18日
古賀特別支援学校	令和4年10月20日～令和4年10月21日
福岡特別支援学校	令和4年10月27日～令和4年10月28日、 令和4年11月8日
福岡聴覚特別支援学校	令和4年10月19日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和4年10月19日
太宰府特別支援学校	令和4年11月1日～令和4年11月2日
福岡視覚特別支援学校	令和4年11月1日
福岡高等視覚特別支援学校	令和4年11月1日
特別支援学校「福岡高等学園」	令和4年11月1日
小郡特別支援学校	令和4年10月14日
久留米聴覚特別支援学校	令和4年11月11日
田主丸特別支援学校	令和4年10月18日
柳河特別支援学校	令和4年10月25日
筑後特別支援学校	令和4年10月25日
川崎特別支援学校	令和4年10月6日
嘉穂特別支援学校	令和4年10月25日～令和4年10月26日
直方特別支援学校	令和4年10月18日
育徳館中学校	令和4年10月13日
門司学園中学校	令和4年10月20日
宗像中学校	令和4年10月4日
嘉穂高等学校附属中学校	令和4年10月6日
輝翔館中等教育学校	令和4年10月14日

## (2) 主な調査項目

- ア 収入  
 使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出  
 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況
- ウ 人件費  
 報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況（教育事務所においては、小・中・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）
- エ 契約  
 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産  
 土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況
- カ 物品  
 取得、管理及び処分の状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
 該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	支出	1	特別支援教育就学奨励費の通学費について、隣接することも療育センター新光園への入所状況や放課後デイサービスの利用の有無を確認して支給すべきところ、その確認を怠り、支給が過大、過小となっていた。
計			1件



監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を博多県税事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## 財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の出先機関及び警察本部関係機関13機関

(2) 監査対象期間：令和4年3月1日～令和4年10月28日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年9月28日～令和4年10月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	博多県税事務所	令和4年4月1日から 令和4年10月20日まで	令和4年10月20日
	北九州西県税事務所	令和4年4月1日から 令和4年10月12日まで	令和4年10月12日
	筑後県税事務所	令和4年4月1日から 令和4年10月25日まで	令和4年10月25日
企 城振興・地 画興部	東京事務所	令和4年4月1日から 令和4年10月28日まで	令和4年10月28日
	北九州中小企業振興事務所	令和4年4月1日から 令和4年10月26日まで	令和4年10月26日
商工部	第二機動隊	令和4年4月1日から 令和4年10月6日まで	令和4年10月6日
	早良警察署	令和4年3月1日から 令和4年9月29日まで	令和4年9月29日
	西警察署	令和4年4月1日から 令和4年10月19日まで	令和4年10月19日
	八幡西警察署	令和4年4月1日から 令和4年10月5日まで	令和4年10月5日
	折尾警察署	令和4年3月1日から 令和4年9月28日まで	令和4年9月28日
警察本部			

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	戸畑警察署	令和4年4月1日から 令和4年10月14日まで	令和4年10月14日
	直方警察署	令和4年4月1日から 令和4年10月13日まで	令和4年10月13日
	柳川警察署	令和4年4月1日から 令和4年10月18日まで	令和4年10月18日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査  
を秘書室等33機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の33機関

(2) 監査対象期間：令和4年5月1日～令和4年12月15日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年11月1日～令和4年12月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
域企 振興・ 興地 部	秘書室	令和4年5月1日から 令和4年11月9日まで	令和4年11月9日
	調査統計課	令和4年5月1日から 令和4年11月15日まで	令和4年11月15日
県人 民づ くり 生活 部・ 部	文化振興課	令和4年5月1日から 令和4年11月1日まで	令和4年11月1日
	私学振興・青少年育成局 青少年育成課	令和4年5月1日から 令和4年11月16日まで	令和4年11月16日
	スポーツ局スポーツ振興課	令和4年5月1日から 令和4年11月22日まで	令和4年11月22日
	がん感染症疾病対策課	令和4年5月1日から 令和4年11月2日まで	令和4年11月2日
保健医療介護部	医療保険課	令和4年5月1日から 令和4年11月16日まで	令和4年11月16日
	介護保険課	令和4年5月1日から 令和4年11月17日まで	令和4年11月17日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
福祉労働部	福祉総務課	令和4年5月1日から 令和4年11月4日まで	令和4年11月4日
	子育て支援課	令和4年5月1日から 令和4年11月8日まで	令和4年11月8日
	労働局労働政策課	令和4年5月1日から 令和4年11月18日まで	令和4年11月18日
農林水産部	食の安全・地産地消課	令和4年5月1日から 令和4年11月17日まで	令和4年11月17日
	水産局漁業管理課	令和4年5月1日から 令和4年11月18日まで	令和4年11月18日
	福岡農林事務所	令和4年5月1日から 令和4年11月24日まで	令和4年11月24日
	行橋農林事務所	令和4年6月1日から 令和4年12月9日まで	令和4年12月9日
	農林業総合試験場八女分場	令和4年6月1日から 令和4年12月15日まで	令和4年12月15日
	中央家畜保健衛生所	令和4年6月1日から 令和4年12月14日まで	令和4年12月14日
	北部家畜保健衛生所	令和4年5月1日から 令和4年11月30日まで	令和4年11月30日
	水産海洋技術センター	令和4年6月1日から 令和4年12月2日まで	令和4年12月2日
	河川整備課	令和4年5月1日から 令和4年11月15日まで	令和4年11月15日
	南筑後県土整備事務所	令和4年6月1日から 令和4年12月1日まで	令和4年12月1日
建築都市部	飯塚県土整備事務所	令和4年6月1日から 令和4年12月13日まで	令和4年12月13日
	建築指導課	令和4年5月1日から 令和4年11月11日まで	令和4年11月11日
教育庁	県営住宅課	令和4年5月1日から 令和4年11月10日まで	令和4年11月10日
	文化財保護課	令和4年5月1日から 令和4年11月21日まで	令和4年11月21日
	義務教育課	令和4年5月1日から 令和4年11月7日まで	令和4年11月7日
警察本部	総務課	令和4年6月1日から 令和4年12月6日まで	令和4年12月6日
	会計課	令和4年6月1日から 令和4年12月8日まで	令和4年12月6日 ~ 令和4年12月8日
	施設課	令和4年6月1日から 令和4年12月7日まで	令和4年12月7日
	生活経済課	令和4年6月1日から 令和4年12月6日まで	令和4年12月6日
	地域総務課	令和4年6月1日から 令和4年12月7日まで	令和4年12月7日
	捜査第一課	令和4年6月1日から 令和4年12月8日まで	令和4年12月8日
	捜査第三課	令和4年6月1日から 令和4年12月8日まで	令和4年12月8日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
中央家畜保健衛生所	収入	1	領収証紙により徴収した家畜検査手数料について、領収証紙納付書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。
文化振興課	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
計			2件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
人づくり・県民生活部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。
	財産	1	いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。
計			2件